

一資料一

産後5ヶ月の母親・父親の子育てに関する意識と生活時間の事例分析 ——パートナーシップとの関わりで——

佐藤 千晶

A Case Study on Awareness of Nursing and the Actual Time Use
by a Couple Raising a 5-month-old Child

Chiaki Satou

1. 背景と目的

子育て家庭のための社会的支援は、主に1990年代以降の少子化対策関連法、1999年男女平等参画社会基本法及び改正男女雇用機会均等法等の方面から次々に用意されてきている。特に2000年以降は国の「両立支援」の取り組みを強化するため「ファミリー・フレンドリー企業」「ワーク・ライフ・バランス」¹ のキーワードが政府資料のみならずマスメディアでも広く取り上げられるようになり、現在では企業の人事担当者の研修課題にもなっている。子育て期にある父母の働き方の見直し（ワーク・ライフ・バランス）は、女性の仕事と家事・育児の両立の負担の減少と男性の育児参加の推進、また企業の生産性向上にも貢献するという見方からであ

る²。にもかかわらず、日本の男性が家事・育児に費やす時間が国際的に非常に低い水準にあるということが指摘され（厚生労働省 2006、内閣府 2006）、いまだ改善の兆しありはない。

なぜ、男性がそれほど子育てに希薄な関わりしかもてないのか。子育てをしている夫妻の一日の流れの中で、母子・父子・父母を含めた人間間の関わりや家事の配分はどのようにになっているのか。

これらの問題意識に対する一考察を可能とするため、2004年に筆者が実施した妊娠婦に対する調査（生活時間調査・意識調査・インタビュー調査）において唯一収集可能であった生後5ヶ月の乳児をもつ男性の生活時間データを用いて、カップルの子育て生活の詳細を明らかにしたい

1 昨今、この用語に対する表記は主に「ワークライフバランス」「ワーク・ライフ・バランス」と2通りあるが、本文中は内閣府資料の表記に従い、単語間に「・」を入れることとする。ただし引用中の表記については引用文の通り使用する。

2 1994年エンゼルプラン～2003年少子化社会対策基本法・次世代育成支援対策推進法に至る法律・制度の中でもうたわれている「両立支援」は比較的女性の両立の負担の軽減に主眼がおかれていたが、2004年少子化社会対策大綱、子ども・子育て応援プランの中では「男性」の表記が加わり「男女の働き方の見直し」が強調されている。平成19年度の少子化対策

予算案（1兆7,064億円）の中では「ワークライフバランス（働き方の見直し）」の用語を使用して項目を立てており、国が「ワークライフバランス」を少子化対策として位置づけていることを主張している。平成18年10月に行われた厚生労働省「男性が育児参加できるワーク・ライフ・バランス推進協議会」では、男性の育児参加をワーク・ライフ・バランスの目的としている。平成19年版『労働経済白書—ワークライフバランスと雇用システム』においてワーク・ライフ・バランスの効果と展望が示され、ここでは特に生産性向上が強調されている（厚生労働省 2007）。

と考えた。本研究を資料として報告する意義と目的は次の4点である。

第一に、生後5ヶ月の乳児をもつ、子育てに手一杯になりがちなカップルの生活実態を示した研究はないため本事例によって明らかにする。本報告において事例として取り上げる産後5ヶ月という時期は、一般的に出産直後から数ヶ月の間にみられるマタニティ・ブルーズやセックレスストレス状態といった特殊な精神状態からは抜け出しており³、一方で離乳食が始まり、寝返り事故や感染症が増える時期といわれ（蘭部 1998: 114-129、汐見・柳原・中川 2003: 284-331）、父母の協力が一層必要となる時期である。子育てにおけるこの大切な時期の子育て生活の実態をみることのできる先行研究資料はない。

第二に、母非就業・父フルタイム雇用という組合せの典型事例を分析する。この組合せを使用する理由は、①日本の0歳児を持つカップルに最も多い就業形態（内閣府 2006: 55）であること、②「共働きでない場合の方が子育ての負担感が強い」（こども未来財団 2001: 20-24）といわれてから、専業主婦の子育ての実態を示す必要性がでてきていること、③性別役割分業が予想され、父母がそれぞれに担う育児項目の偏りを示すことができる、の3点が挙げられる。

第三に、産後5ヶ月のカップルの生活時間の先行研究はないため、本事例の生活時間を考察し現代の子育て生活実態の資料の蓄積に資する。本事例によって産後5ヶ月のカップルの生活行

動を時間の側面から明らかにし、1日における父母の育児行動を詳細に示す。

第四に、産後5ヶ月の父母の子育て生活における父母間のパートナーシップを考察する。我が国の「子育ての父母の協力（パートナーシップ）」という概念は、「父親が母親の育児を手伝う」という見方が前提とされ、「母親に偏りがあるパートナーシップ」を当然のこととして受け入れる風潮がある（佐藤 2007）。筆者はまずこの前提概念自体を検討すべきであると考える。加えて、母乳栄養やお風呂の入れ方、赤ちゃんとのコミュニケーションのとり方など母子間・父子間の関係ばかりに関心が寄せられ父母間（夫妻関係）のパートナーシップに関する研究がないことにも注目し、パートナーシップの考察が必要であると考える。

2. 乳児をもつ父母のパートナーシップに関する先行研究

Hoffmanはカナダの子育て教材の中で「子育てとは、パートナーシップである」（Hoffman 1999: 3）と言っているが、このように諸外国の動向をみると、主に北欧⁴、フランス、ドイツ、イギリス、カナダ等において「子育てにおけるパートナーシップ」は生活する上の前提の概念とされ、パートナーシップ形成のための具体的支援⁵がまず基盤にある（小出・伊志嶺・金田 1994、武田 2002、汐見 2003、福川 2005、佐藤 2007）。子育てにおけるパートナーシップ

3 精神科看護用語辞典によるとマタニティ・ブルーズとは「産褥初期（3～10日）に一過性にみられる抑うつ状態をいう」（日本精神科看護技術協会 1993: 301）とある。これと類語として用いられる「産褥期精神障害」については、「通常産後2ヶ月間のうちに発祥」「回復には数週間を要する」とされている（日本精神科看護技術協会 1993、加藤 1993、鈴木 2006）。産後のセックス開始時期は通常産後1ヶ月検診で医師の許可が出る。しかし、マタニティ・ブルーズや産後のセックス開始時期については個人差が大きいため、人によっては回復に数ヶ月を要す

る場合もあり、産後5ヶ月までには抜け出しているという見方が適当である。

4 スウェーデンの「パートナーシップ法」「両親保険制度」「両親休暇法」、デンマークの「両親休暇」、ノルウェーの「男女平等政策」「パパ・クオータ制度」、等が挙げられる。

5 これには、事実婚カップル、離婚後の父母、シングルの父母等様々な状況を想定した上で、状況別に支援が用意されており、籍を入れたカップルのパートナーシップに限らない（Hoffman 1999・2001・2002、Latham 2000、Allen・Daly 2007）。

に関する1990年以降の英語学位論文は多数あるが⁶、父母間ではなく家庭と機関の研究が主である。父母間のパートナーシップに関しては研究の視点となるキーワードがドラッグ(drugs)、同性カップル(same-sex couples)、若い夫妻(teen fathers / mothers)、母子・父子家庭(single father / mother)と幅広い。乳児の父母間ににおけるパートナーシップの研究に関しては、パートナーシップと父性の発達・父親の役割促進との関係性に言及した研究(Schoppe-Sullivan 2003)がある。

我が国においては、1995年以後政策の用語として「パートナーシップ」⁷が推奨されるようになったものの、日本の子育て家庭のための社会的支援における父母間のパートナーシップの形成という視点はいまだに乏しい。子育て支援に関する制度・政策が次々に出されるようになった1990年以降の日本乳幼児教育学会誌、日本保育学会誌、日本子ども家庭学会誌、日本家政学会誌において、「子育てに関わるパートナーシップ」についての論文は掲載されていない。

筆者は、卒業論文⁸において男子大学生が建前として「子育てに協力する」とはいうものの、実際の主な育児行動は「妻」と考えていることを明らかにし、修士論文(2004年妊娠婦の生活時間調査・意識調査・インタビュー調査)及びその再分析から妊娠婦の孤立した生活や母子密

着の状況、父親の長時間労働の問題などを明らかにした(佐藤 2004、佐藤・天野 2006、佐藤・天野 2007)。また一方でカナダの子育て支援にも着目し、日本の支援に「パートナーシップ」の視点が抜け落ちているという知見を得た(佐藤 2007)。これまでに夫妻の生活時間については伊藤・天野らの研究(1984・1989・1994・2005)、総務省社会生活基本調査、NHK国民生活時間調査などにより蓄積があるが、乳児の子育てに限定した時期におけるカップルの生活時間分析はない。さらにそれを「パートナーシップ」という視点で考察した研究もない。パートナーシップについて考察するために本事例を使用する意義は、①子育てに関する意識と時間の両面から、前例の少ない0歳児の父母の子育て生活を示す点、②産後5ヶ月の父母の育児の関わり方における平日と休日の相違⁹を示す点、③父母の場所別時間、同席者時間から、「母子」のみならず「父子」「父母」間の時間的なつながりを分析することができる点、である。

3. 研究方法¹⁰

調査対象者は横浜市H病院(産婦人科・小児科)利用者のうち調査の協力を得た産後1年内の初産のカップルである。筆者が調査用紙を直接手渡し、自記留め置きとし、郵送にて回収した。調査内容はアンケート調査と生活時間調

6 PartnershipとParent, Parenting, Father and Mother, Childrearing, Childraising, Childcareというキーワードの組み合わせでUMI(University Microfilms International)から検索したところ、partnershipとparentで332の論文、partnership between mothers and fathersでは17の論文、partnership in childcareでは8の論文がヒットした。そのうち本研究に関連あると考えられる学位論文は1点(Shoppe-Sullivan, Sarah Jane, 2003, The transition to coparenthood: Influences on the development of the parenting partnership, University of Illinois at Urbana-Champaign.)であった。

7 1995年第4回世界女性会議北京宣言の中に「15. 男性と女性による平等な権利、機会及び資源へのアクセス、家族的責任の公平な分担及び彼らの間の調

和のとれたパートナーシップ(提携)が、彼ら及びその家族の安寧並びに民主主義の強化にとってきわめて重要である」(内閣府男女共同参画局ホームページ2007)と提示されている。男女平等という理念下において、「パートナーシップ(提携)」という言葉が初めて政治的に公になった。

8 筆者2002年度卒業論文「子育てをめぐる家族のコミュニケーションについて」において、現役大学生男女240人に子育てに関する意識調査を実施した。

9 母親の休日の調査票の「パパ休日」という記入から、本事例の非就業・母親は父親の休日=自分の休日と認識している。

10 本事例の元となる2004年の調査の研究方法と対象の概要については『学苑 人間社会学部紀要』784号参照。

表1 回収数及び事例対象者の生活時間記入日

	2004年調査(人)			事例カップルの生活時間記入日	
	調査票 配布数	回 収 数		平 日	休 日
		意 識	生 活 時 間		
母親	70	45	22	2004/4/16(金)	2004/4/17(土)
父親	70	18	1	2004/4/9 (金)	2004/4/11(日)

注1) 生活時間調査に関しては「記入に時間を要するため育児や母体の回復を最優先し無理をしないように」という看護部長の指示のもと配布をしたため回収数は少ない。

注2) 父親の生活時間調査の応諾は1通のみであった。この結果は2006年に行った妊娠婦の生活時間調査分析(佐藤・天野 2006)からは除外しているため、本報告において初めて事例として取り上げる。

注3) 記入日について、看護部長のアドバイスもあり同日に記入する要求はできなかった。ただし①行事や旅行、客の宿泊等特別な行動を伴う日を避けた、②同月の1週間以内の日常的な生活時間を記入した、③この時期の父母の生活時間を示した前例がないことから、本結果は資料としての価値を有する。

注4) 母親の休日(土)の調査票の「パパ休日」という記入から、本事例の非就業・母親は父親の休日=自分の休日と認識していることが分かる。

査である。アンケート用紙の主項目は、今回の出産について、自身の最近の様子について、自身及びまわりの環境について、家事・育児について、支援の状況についての五つから成り立っている。生活時間調査はアフターコード方式の生活時間調査記入用紙に平日・休日の各1日を記入する。本報告において事例として取り上げる調査票は2004年3月24日H病院が主催する「ふれあい壇サークル」にて配布し、4月20日に回収した。表1に、回収数及び事例対象者の生活時間記入日を示した。

生活時間分析については、カップルの生活時間を時間計で見るのではなく、一日の流れを図にして父母の比較を行い、互いの生活行動をより詳細に分析した。これにより、父母が一日の中でいつ育児行動を行っているのかを視覚的に考察することができる。

4. 結果と分析

(1) 対象の概要

対象の概要と対象の子育てに関する意識状況を表2に示した。

父親39歳フルタイム雇用、母親34歳非就業で、子どもは生後5ヶ月の女児である。父親の最終学歴は大学、母親は短期大学である。夫妻の合計年収は700万円~800万円のところにあり、住居は給与住宅2LDKとなっている。

(2) 本事例カップルの子育て意識

アンケートの記入状況から、本事例のカップルは、子育てにおける状況についてお互いの役割や意識をよく把握しており、相互に意思疎通がとれていると読み取れる。しかしそのような相違点もみられる。①「出産」「子育て」に対して、母親の方がネガティブな項目を多く選択(設問番号4)しており、父親の方がやや楽観的である。②子育てによる生活の変化(負担・制限・新たな付き合い等)は母親に多くみられ(設問番号6・12・14)、父親の生活では母親ほど子育てによる変化はみられない。③育児情報収集をするときの情報源や、育児に関する不安・悩みを相談するとき、母親の方が父親より多くの選択肢を有しており(設問番号9・24)、父親は主にパートナー(妻)とインターネットを頼りにしている。④近所付き合いは母親の方が父親よりも多い(設問番号15)。⑤家事行動と育児行動の分担について、ほとんどの分担を母親が担っており、父親の分担は限定されている(設問番号22・23)。⑥生活全般の悩みや心配事があるとき、母親はパートナー(夫)を頼りにする一方、父親はインターネットを頼っている(設問番号26)。

(3) 事例カップルの平日の生活時間

図1は、母親・父親の平日の「主な行動」

表2 対象事例の概要と子育て意識の結果

子どもの月齢：5ヶ月・女児（初産） 年齢：母親34歳、父親39歳／就業状況：母親・非就業*、父親・フルタイム雇用／最終学歴：母親・短期大学、父親・大学 年収：母親0円、父親700～800万円／住宅：賃与住宅、2LDK／世帯人数：3人／世帯主：父親 生計費の管理者：父親／生計費の口座名義人：父親／里帰りの有無：なし／育児休業取得の有無：母親・父親ともになし * 母親は妊娠により週15時間のパートを退職、子どもが成長したら再就職したいと考えている。		
設問	母親の回答	父親の回答
1 妊娠を知ったときどう思ったか	とてもうれしかった	とてもうれしかった
2 妊娠を望んでいたか	妊娠は以前から望んでいた	自然にまかせていた
3 出産にどのような印象を持ったか	喜び・未知・大変・怖い・痛い・女性だけが痛い思いをする	喜び・女性の特権・人生の節目・大変
4 子育てにどのような印象を持っているか	新たな幸せを味わえる・家族の結びつきが深まる・大変・自分の自由な時間がなくなる・疲れる	新たな幸せを味わえる・家族の結びつきが深まる・生きがい・大変
5 イライラすることはあるか	どちらともいえない	どちらともいえない
6 現在の生活を負担に感じるか	ときどきある (子供を連れての外出・荷物が増えた・ゆっくりできない・周囲に気を遣う)	ほとんどない
7 現在の生活で不安・悩み・心配事はあるか	ときどきある (ちゃんと育児を続けられるか)	ときどきある (子供の成長と自分の年齢を考えたときに将来的な経済面での問題が心配)
8 育児に関する情報が十分かどうか	十分得られている	十分得られている
9 活用している情報源 ※下線は最も活用している情報源	・本雑誌・パートナー・自分の親・パートナーの親・パートナーの兄弟姉妹・インターネット	・インターネット・パートナー・本雑誌
10 育児モデルの有無	モデルはいらない	モデルになる人はいない
11 自分の子以外の乳児の世話体験の有無	少しあった：遊び相手・見守り	なかった
12 普段の生活で制限があると感じるか	あると感じる：お酒・友人他とのつきあい・旅行	ない
13 その制限にストレスを感じるか	ほとんど感じない	無答
14 子育てについて生じた新たな活動があるか	ある：他の妊婦さんとのつきあい（ストレス発散になる）	ない
15 近隣・近所の人との交流	家に呼んだり呼ばれたりする人数あり・買い物など一緒に外出する人数あり・立ち話ときどきあり・挨拶ときどきあり	家に呼んだり呼ばれたりする人ほとんどない・買い物など一緒に外出する人ほとんどない・立ち話ほとんどない・挨拶ときどきあり
16 緊急時に近所に子供を預けられるか	そういう人はいない	わからない
17 妊娠により仕事を退職したことについて	満足でも不満でもない	無答
18 パートナーとの生活に満足しているか	大変満足	大変満足
19 育児について普段からパートナーと話し合いを十分に持っているか	十分もてている	十分もてている
20 パートナーの育児に対する関心の持ち方に満足しているか	大変満足している	大変満足している
21 参加した子育て支援	病院：母親教室・分娩指導・育児相談・電話相談 市区町村：母親教室・子育てサークル・妊婦訪問指導	病院：母親指導 市区町村：母親教室
22 育児行動の分担について	母乳・ミルク作り・ミルク飲ませる・おしめ・着替え・病院に連れて行く・お風呂・寝かしつけ・コミュニケーション	本読み・お風呂・寝かしつけ・コミュニケーション
23 家事行動の分担について	朝食の準備・朝食の後片付け・昼食の準備・昼食の後片付け・夕食の準備・夕食の後片付け・保存食作り・掃除機をかける・床掃除〔拭き〕・風呂掃除・トイレ掃除・布団の上げ下ろし・洗濯・洗濯物の干し・洗濯取り込み・洗濯物たたみ・アイロン掛け・ボタン付け等・セールスマン対応・役所等に行く・日用品の買物	コーヒー茶準備・お酒の準備・風呂掃除・ベランダ掃除・布団の上げ下ろし・ゴミだし・家の修理・植物の世話・セールスマン対応・役所等に行く・日用品の買物・日用品以外の買物・家計管理
24 育児に関する不安や悩みについて頼りにしている存在 ※下線は最も頼りにしている存在	パートナー・自分の親・パートナーの親・きょうだい・パートナーのきょうだい・友人・近所の人・本雑誌・インターネット	パートナー・インターネット
25 頼りにする人の対応・情報量に満足か	やや満足	普通
26 生活全般の悩み・心配事について頼りにしている存在 ※下線は最も頼りにしている存在	パートナー・本雑誌・インターネット	・インターネット・パートナー・自分の親
27 子育て支援事業に望むこと	特になし	夜間の緊急医療の対応箇所が一つの区で一箇所くらいあるようにしてほしい

注1) 設問1～26は本人の選択肢による回答から筆者がまとめたものである。

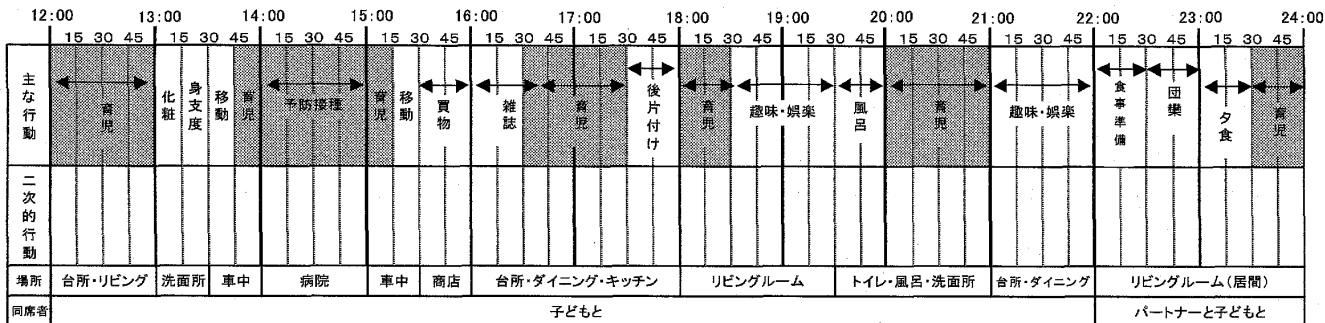
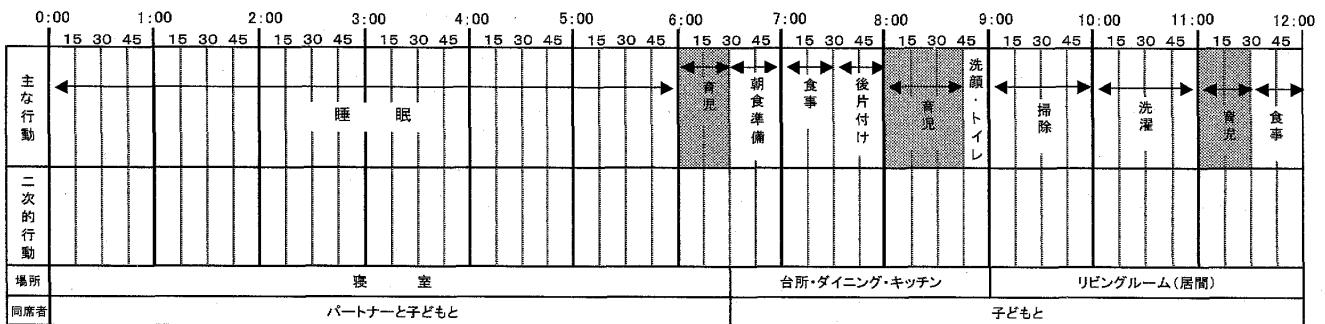
注2) 表内の（ ）内のことば及び設問27は、本人の自由記述から引用したものである。

注3) 表内の「：」に続く文は、回答者が前質問項目の内容を複数選択で選んだ該当項目である。

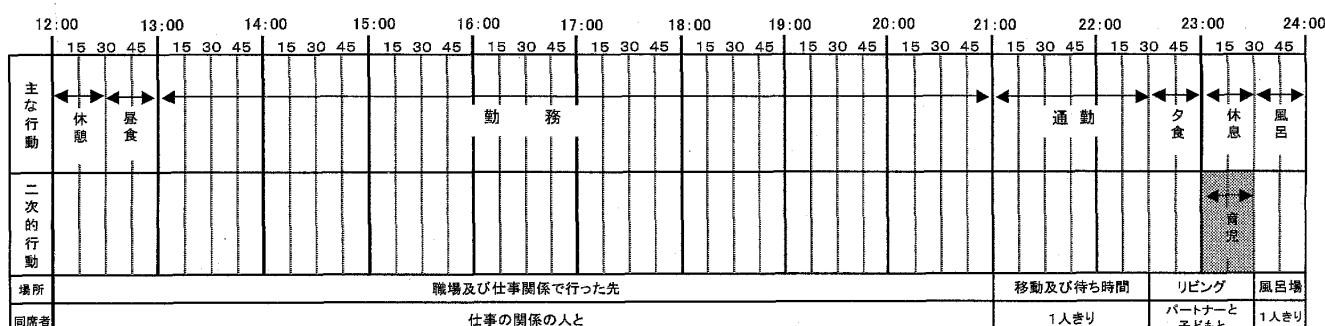
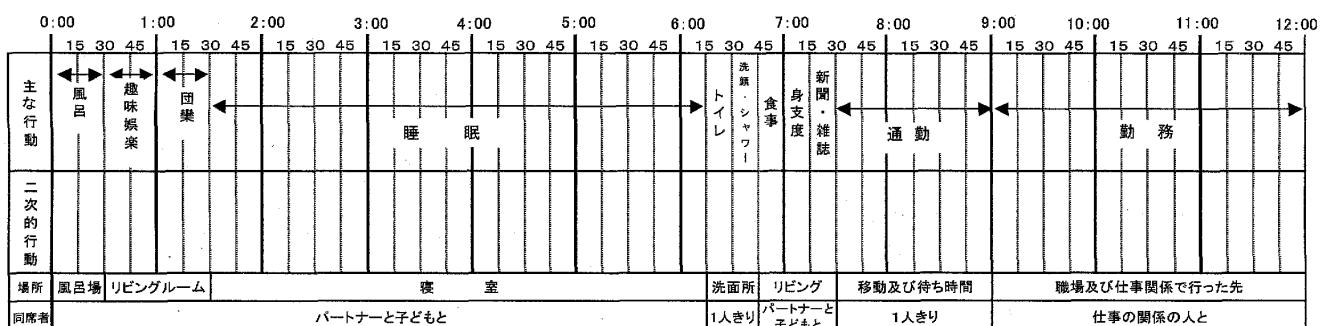
「行動の場所」「同席者（一緒にいた人）」を示したものである。母親・父親の記入が同日ではなかったため、別々に示した。網掛け部分は主な行動のうちの「育児時間」である。

平日の母親・父親の生活時間を具体的な行動から比較すると、次のような点を指摘することができる。
 ①母親は育児によって、父親は仕事

によってお互いの平日の「睡眠時間」は短い。
 ②母親の「育児時間」を合計すると6時間以上になり、一方父親の平日の「育児時間」は主な行動としては皆無、二次的行動として、夕食後休息をとりながら30分あらわれるのみである。
 ③子どもがまだ5ヶ月であることから、母親は趣味の時間をもつことができている。
 ④母親の



母親の平日の生活時間(2004年4月16日)



父親の平日の生活時間(2004年4月9日)

- 注1) 事例夫妻の平日の生活時間調査票をもとに、佐藤が作成した。
 注2) 母親と父親で日付が異なるため、別々の図に示した。
 注3) 「二次的行動」とは、主な行動と並行して行われた「ながら行動」のことである。

平日の行動の場所をみると、ほとんどが住宅内で「台所」や「リビングルーム」を往復しており、一方父親の平日の行動の場所はほとんどが「職場及び仕事関係で行った先」である。⑤母

親の平日の同席者（一緒にいた人）をみると、1日24時間が「子どもとの接觸時間」¹¹となっており、「1人きり」の時間や「その他の人」との時間は全くない。一方平日の父親はほとん

ど「仕事の関係の人と」過ごしており、通勤による「1人きり」の時間も多い。父親の平日の「子どもとの接触時間」は非常に短い。

平日の母親と父親の生活時間を次のように要約できる。

平日の母親の生活は、育児と家事の繰り返しが中心であり、一方父親の平日生活は朝7時30分に家を出て22時30分に帰宅する「長時間労働」の生活である。母親は父親が勤務に出ている長時間を、住宅内で「子どもと二人きり」で過ごしている。

(4) 事例カップルの休日の生活時間

図2は休日の母親・父親の「主な行動」「行動の場所」「同席者（一緒にいた人）」を示したものである。

休日の母親・父親の生活時間比較すると、次の点が指摘できる。①母親の「睡眠時間」は平日と変わらないが、父親は平日4時間から休日9時間に倍増する。②母親の家事の時間（「食事準備」「掃除」等）は平日と変わらず長く、父親は「買物」1時間をつきあうのみで、炊事・洗濯・掃除に関わる家事行動は平日と同じく皆無である。③母親の休日の「育児時間」をみると、夜中に1時間、昼食直後に1時間、15時～16時まで1時間、風呂に入りながら1時間の計4時間となり、平日の「育児時間」から半減する。父親の休日の「育児時間」は、朝食を食べながら30分、昼少し前に30分、夕方30分の計1時間30分であり、休日よりわずかに増加するが、どの育児時間においても「子どもと二人きり」になることはない。④母親は、平日に1人で行っていた「育児」が、休日には父親が同じ空間に居ることで「団欒」という認識に変わる。一方父親は主に「テレビ」や「休息」を

11 「パートナーと子どもと」の時間 + 「子どもと」の時間の和。

しているという認識で、「団欒」は二次的行動として捉えられている。⑤母親は休日も平日と変わらず、ほとんど一日中住宅内で時間を過ごしている。⑥休日の「同席者（一緒にいた人）」についてみると、母親にとっては父親がいることで子どもから少し目が離せるため「1人きり」の時間がわずかに増え、父親にとっては「パートナーと子どもとの接触時間」が激増するため「1人きり」の時間が平日と比べて短くなる。

休日の母親と父親の生活時間を次のように要約できる。

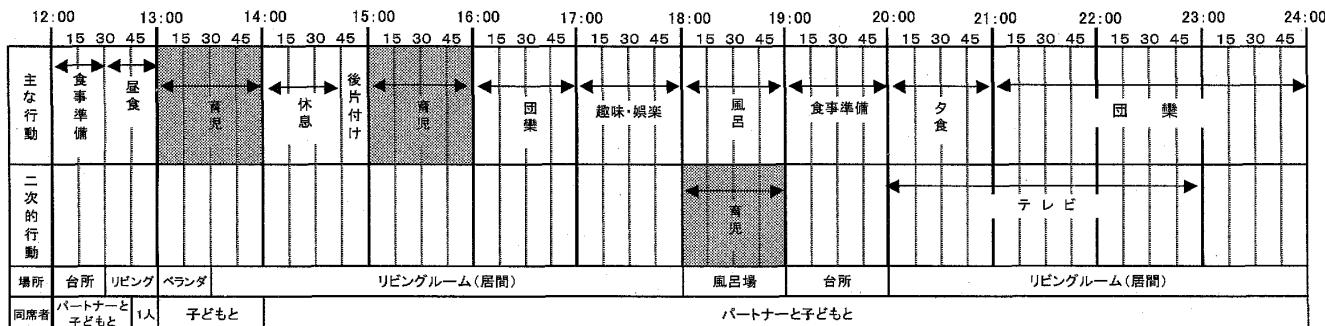
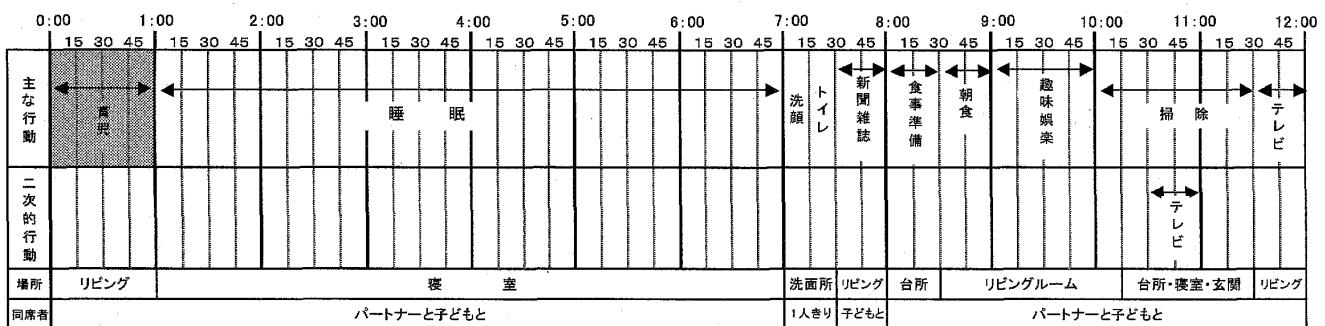
父親が家に一緒にいるため母親の「育児時間」は平日よりも減り、「子どもと一緒に」の時間が「パートナーと子どもと一緒に」の時間に変わる。一方で父親の「育児時間」「子どもと一緒に（子どもと2人の時間）」の時間はそれほど増えない。母親にとって休日は、家の中に自分と子ども以外の存在があって「団欒」がもたらされるときであり、父親にとって休日は、家族と一緒にいながら休息する日、という構図があらわれている。

5.まとめ

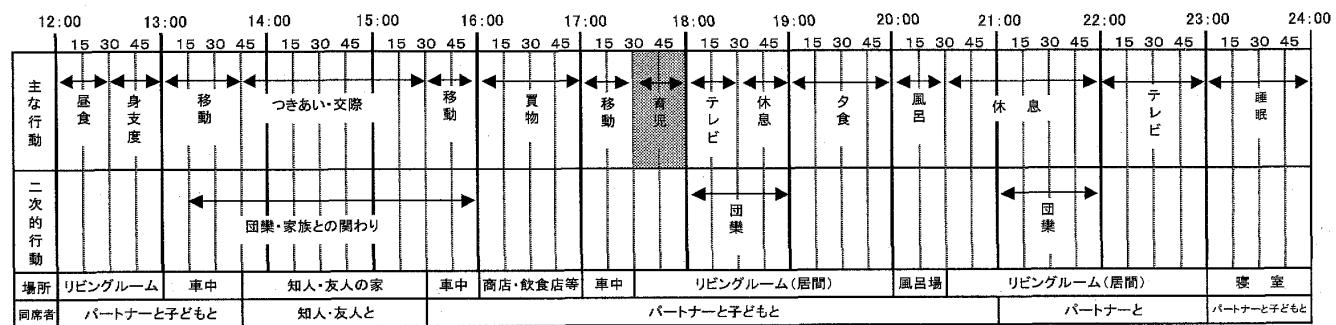
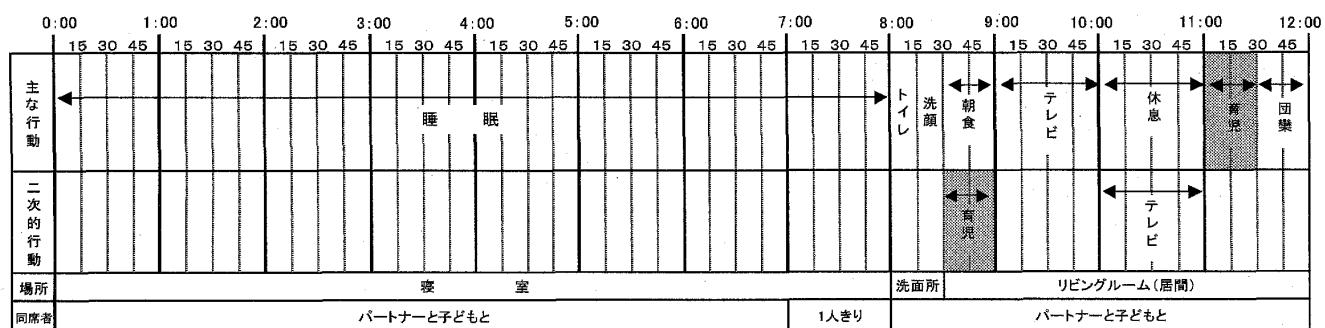
このケースは、予想された通り典型的な性別役割分業の事例であり、その問題がこれから徐々に大きくなっていくことを感じさせる。

①子どもはまだ5ヶ月であるので、「目をはなすことができない」ほど動きまわるわけではなく、母親の行動の主体性をそれほど疊かしてはいない状況にある。

②現在の段階ですでに母親の方は「現在の生活を（ときどき）負担に感じて」おり、また「ときどき不安を感じて」おり、「生活の制限を感じている」が、父親の方は「何も感じていない」。子どもの動きが活発になり、ますます子どもから目が離せない状態になると、母親と父親の気持ちのギャッ



母親の休日の生活時間(2004年4月17日)



父親の休日の生活時間(2004年4月11日)

図2 母親・父親の休日の生活時間事例

注1) 事例夫妻の休日の生活時間調査票をもとに、佐藤が作成した。

注2) 母親と父親で日付が異なるため、別々の図に示した。

注3) 「二次的行動」とは、主な行動と並行して行われた「ながら行動」のことである。

父は大きくなる可能性が高い。

③「緊急時に子どもを預けられる人はいない」、

「平日も休日も家事はほとんど母親が担っている」、休日にも「父親と子どもだけ」

の時間がないことから、父親の「育児力」が育っているとは考えにくい。

④しかも、父親も母親もこのことに気づかず「普段から十分に育児について話し合いが

もてている」と思っており、「パートナーの育児に対する関心の持ち方に大変満足」している。

つまり、母親は、パートナーの長時間労働によって子育てにおける負担を一人で背負い込んでいるにもかかわらず、これを「自分の役割」であると受容していることから、父親の育児能力（育児に関する配慮や育児技術）を育てることは「二次的」になり、母子密着の状態を強めている。父親の長時間労働・通勤により、平日の母子の関わりが密になればなるほど、乳児は母親の対応に慣れ、休日に父親が家にいるからといって「任せる」ことはできなくなる。

子育てにおいて父母が協力（パートナーシップ形成）できるようになるために、いかなる子育てにおいても保障されるべき制度として、①長時間労働の見直し、②育児休業等の充実、③育児技術習得の機会の提供、などが急務である。これらは男女平等の推進と出生率増加などといった国の政策の観点から必要とされている。

一方で、パートナーシップ形成のために、子育てする個人として、①父親自身の自覚、②母親自身の自覚、③父母自身の生活の質への影響の認識、が必要であることが本事例の考察によって示された。これらの自覚や認識は、現在の子育て生活における「負担のシェア」だけでなく、将来の子どもとのよい関係を視野に入れた個人の生活の充実の観点から不可欠である。父母自身が子育てに主体的に関わるメリットを見出し自覚していなければ、父親の早い帰宅が全ての問題解決になるとはいえない。本事例についていえば、長時間労働の父親自身と子育ての主要部分を担う非就業・母親の両者が、父親の勤務を短縮しても子育てに参加する価値を見出しつこそ、平日・休日の母子密着による母親の育児負担感をお互いが認識し、解決に向かうことができると考えられる。

以上から、子育てのパートナーシップとは、①子どもの健康的発達を最大の目的とし、②父母それぞれが子育てに主体的に関わることが前提とされ、③父母自身が人間的な成長を促し、④父母が互いに相手の負担を軽減するような役割分担の協力のことである、ということができる。単に、父母のお互いが容認し満足さえしていればパートナーシップが形成されているとみなされるものではなく、父母が互いに主体的に責任ある育児にのぞむことで子育てのパートナーシップが成立する。育児を通じて育っていく父親の能力がその後の生活の質に影響するというライフサイクルを視野に入れた「話し合い」ができるようになることが、育児に関するパートナーシップの第一歩となる。

最後に、本事例報告は母親非就業・父親フルタイム雇用の一事例であるので、本報告から産後5ヶ月の父母の子育て生活の一般論を引き出すことはできない。今後は同月齢の子をもつ共働き夫妻の事例等についても調査することが課題であると考えている。

引用文献

- 天野寛子・伊藤セツ・森ます美他（1994）『生活時間と生活文化』、光生館。
- Allen, Sarah・Daly, Kerry(2007)The Effects of Father Involvement. Father Involvement Initiative Ontario Network.
- 伊藤セツ・天野寛子・森ます美他（1984）『生活時間』、光生館。
- 伊藤セツ・天野寛子共編著（1989）『生活時間と生活様式』、光生館。
- 伊藤セツ・天野寛子・天野晴子他共編著（2005）『生活時間と生活福祉』、光生館。
- 加藤正明代表（1993）『新版 精神医学事典』、弘文堂。
- 小出まみ・伊志嶺美津子・金田利子編著（1994）『サラダボウルの国カナダ』、ひとなる書房。
- 厚生労働省（2006）『平成18年度厚生労働白書』、

- ぎょうせい.
- 厚生労働省 (2007)『平成19年版 労働経済白書－ワークライフバランスと雇用システム』、国立印刷局。
- 佐藤千晶 (2004)「妊娠中から出産後への一貫した子育て支援の方法の検討」昭和女子大学大学院生活機構研究科生活科学研究専攻平成16年修士論文 (未刊行)。
- 佐藤千晶・天野寛子 (2006)「生活時間から見る妊・産婦の生活の分析」『学苑－人間社会学部紀要』第784号, 90-98.
- 佐藤千晶・天野寛子 (2007)「事例分析に見る妊・産婦の育児不安と育児支援についての考察」『学苑－人間社会学部紀要』第796号, 44-56.
- 佐藤千晶 (2007)「父親向け育児ハンドブックに関する比較考察－東京都『2006父親ハンドブック』とトロント市“HANDS-ON DAD” の比較－」『学苑－人間社会学部紀要』第802号, 76-91.
- Shoppe-Sullivan, Sarah Jane(2003)The transition to coparenthood: Influences on the development of the parenting partnership, University of Illinois at Urbana-Champaign.
- 財団法人こども未来財団 (2001)「平成12年度 子育てに関する意識調査事業 調査報告書（概要版）」、財団法人こども未来財団。
- 汐見稔幸編 (2003)『世界に学ぼう！子育て支援』、フレーベル館。
- 汐見稔幸・榎原洋一・中川信子監修 (2003)『はじめて出会う 育児の百科 0－6歳』、小学館。
- 社団法人日本精神科看護技術協会編著 (1993)『精神科看護用語辞典 第5版』、メディカルフレンド社。
- 鈴木肇代表 (2006)『南山堂 医学大辞典』、南山堂。
- 薗部友良監修 (1998)『最新 育児百科』、主婦と生活社。
- 武田信子 (2002)『社会で子どもを育てる－子育て支援都市トロントの発想』、平凡社。
- 内閣府 (2006)『平成18年度少子化社会白書』、ぎょうせい。
- 福川須美代表 (2005)「非営利・協同組合ネットワークの子育て支援のあり方に関する国際比較－カナダと日本をみる－」『平成15年～平成16年度科学研究費補助金 基盤研究(C)(1)課題番号15601010 研究成果報告書』。
- Hoffman, John(1999)HANDS-ON DAD – A Guide For New Fathers. Parenting for Life.
- Hoffman, John(2001)Involved Fathers –A Guide For Today's Dad. Parenting for Life.
- Hoffman, John(2002)Full-Time Dad Part-Time Kids. Parenting for Life.
- Latham, J(2000)Supporting Fathers. Canadian Association of Family Resource Programs.
- 内閣府男女共同参画局ホームページ
<http://www.gender.go.jp/> (2007年8月27日アクセス)

(さとう ちあき 生活機構学専攻1年)

受理年月日 平成19年9月28日
審査終了日 平成19年12月3日